

防府市消防本部指導救命士運用要綱

平成29年3月13日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の指導救命士の運用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 防府市救急業務取扱規程（昭和60年消防本部訓令第5号）に定める救急業務について、指導救命士を中心とした教育指導体制を構築し、救急隊員の生涯教育等への取組みに寄与することで救急業務の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 指導救命士は、医学的知識、専門的技術の向上に努め、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 救急隊員生涯教育に関する企画、運営（年間教育計画の策定、研修会の開催等）
- (2) 救急救命士への研修、指導
- (3) 教育を担当する救命士への助言
- (4) 事後検証の実施、フィードバック
- (5) 通信指令員への救急に関する研修、指導
- (6) 山口・防府地域メディカルコントロール協議会への参画

(要件)

第4条 指導救命士の要件は、次の各号に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 消防司令補以上の階級にある者
- (2) 救急救命士として運用開始後、5年以上の実務経験を有する者
- (3) 救急隊長として5年以上の実務経験を有する者
- (4) 気管挿管及び薬剤投与の認定を受けた者
- (5) 山口県救急業務高度化推進協議会から指導救命士の認定を受けた者

(任命)

第5条 消防長は、第4条各号に掲げる全てを満たす救急救命士の中から指導救命士を任命する。

2 前項の規定により指導救命士を任命したときは、山口県救急業務高度化推

進協議会が定める「指導救命士エンブレム」を任命した者に交付する。

(任期)

第6条 指導救命士の任期は、3年とする。

2 指導救命士は、再任することができる。

3 人事異動等の理由により、任期途中で指導救命士の役割を担うことが困難となった場合は、任期を短縮し解任することができる。

(研修)

第7条 警防課長は、救急隊員の教育上必要と認める研修等を指導救命士に受講させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 指導救命士運用要綱（平成27年8月18日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。